

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

4月から消費税率が8%へ引き上げられた影響に配慮し、市民税が非課税の方を対象に臨時福祉給付金を、子育て世帯を対象に子育て世帯臨時特例給付金を1回限りで支給します。

臨時福祉給付金は、福祉総務課で、子育て世帯臨時特例給付金は、子育て支援課で準備作業を進めています。詳細は、7月1日号でお知らせします。

給付金の概要

臨時福祉給付金

▼対象者 26年度市民税(均等割)が課税されない方(ただし、市民税均等割)課税者の扶養親族、生活保護受給者などは除く。

▼支給額 対象者1人につき1万円(老齢基礎年金、児童扶養手当などを受給して

いる方は、5千円を加算。

▼申請先、支給方法 基準日(今年1月1日)に住民登録がある市区町村に申請し、原則、口座振り込みで支給されます。

臨時福祉給付金は、福祉総務課(☎70・5684)。

子育て世帯臨時特例給付金

▼対象者 今年1月分の児童手当受給者と今年1月1日に出生した児童の保護者で2月分の児童手当受給者のうち、昨年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方(ただし、臨時福祉給付金の対象者、生活保護受給者などは除く)。

▼支給額 対象児童1人につき1万円

▼申請先、支給方法 基準日(今年1月1日)に住民登録がある市区町村に申請し、原則、口座振り込みで

個人市県民税の均等割引き上げ

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が23年12月2日に公布され(同日施行)、地方公共団体が実施する緊急防災・減災事業に要する費用の財源を確保するために、個人住民税(市・県民税)の均等割を引き上げることとされました。

市においても、今年度～35年度の各年分に限り、個人市民税と個人県民税の均等割の標準税率の引き上げを行います。

図 税務課市民税担当 ☎70・5611。

	市民税 (均等割)	県民税 (均等割)	合 計
現行(年額)	3000円	1300円	4300円
引き上げ分	500円	500円	1000円
改正後(年額)	3500円	1800円	5300円

支給されます。
図 子育て支援課 ☎70・5664。

臨時福祉給付金などを装った振り込め詐欺に注意

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関して、市や厚生労働省などが電話などにより、次のことを求めることは絶対にありませんので注意してください。

・ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の

各種税の申告・控除など

市県民税控除の追加申告

25年分の所得税の確定申告は、公的年金などの収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の年金所得者は不要です。ただし、社会保険料・生命保険料・配偶者・扶養などの控除を受けるには、市県民税の申告が必要です。

このため、所得税の確定申告と市県民税の申告をしなければならぬ方は、市県民税の税額計算で各種控除が受けられず、収入が変わらないのに例年より市県民税が割高になっていることがあります。

申告は①印鑑②25年分源泉徴収票③支払社会保険料の年間集計額(国民年金保険料がある場合は保険料の証明書)④各種控除証明書⑤医療費控除を受ける方は医療費の領収書と健康保険などから戻ってきた金額の分かるもの、を持参し税務課市民税担当(☎70・56

操作(自分の操作で、市や他人からお金を振り込んでもらうことはできません)・給付金支給のための手数料の振り込み(手数料は掛かりません)

・現時点で、世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報

臨時福祉給付金などの支給をかけた不審な電話があった場合は、福祉総務課、子育て支援課か大和警察署(☎046・261・0110)に連絡してください。

11へ直接。

申告で固定資産税(家屋)が減額できます

26年中に住宅耐震・バリアフリー・省エネ改修工事や認定長期優良住宅を新築した方は、完了後に必要書類を添付して申告すると、27年度の固定資産税が減額できる場合があります。

▼減額率▽住宅耐震改修

工事 1年間2分の1▽バリアフリー・省エネ改修工事 1年間3分の1▽認定長期優良住宅の新築 5年間で7年間2分の1の減額

▼申告期限▽各改修工事

完了後3カ月以内▽認定長期優良住宅の新築 27年1月31日まで▼減額措置の併用 バリアフリー改修と省エネ改修の組み合わせは併用可。住宅耐震改修と認定長期優良住宅の新築との併用は不可▼詳細 減額対象条件や提出書類は市のホームページに掲載。詳しくは要問い合わせ▼図 税務課

児童手当の受給者は6月中旬に現況届の提出を

児童手当の受給者は、現況届を年1回提出する必要があります。

【必要書類】①市国民健康保険以外の健康保険に加入している受給者は、その保険証の写し(児童のものではありません)②今年1月2日以降に転入した方は、1月1日現在住民登録をしていた市区町村が発行する26年度所得課税証明書(配偶者が受給者の税法上の控除対象配偶者となっていない場合は配偶者分も必要になります)③対象児童と同居している受給者などは別に必要書類あり

つき一律1カ月5000円となります。

資産税担当 ☎70・5626
建物取り壊しは連絡を
26年1月2日～12月31日に建て替えなどで建物の取り壊しをした方や予定している方は、同課資産税担当(☎70・5626)へ連絡してください。

26年度介護保険料の納付方法

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費で介護を支える仕組みです。

65歳以上の方

介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。所得段階ごとの保険料年額は前年度と変わりません。①年金からの差し引き(特別徴収) 老齢・退職・障害・遺族年金を年18万円以上受給し、昨年度に介護保険料を年金から差し引かれた方は、今年2月と同額が4・6・8月に年金から差し引

(詳しくは郵送した書類参照)
図 同課 ☎70・5664。

対象区分	所得制限限度額未満の受給者
0歳～3歳未満	1万5000円(一律)
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子は1万円、第3子以降は1万5000円。児童福祉施設入所児童(里親委託含む)は1万円
中学生	1万円(一律)

※所得制限限度額以上の受給者は一律5000円(特例給付)になります
※受給者が養育している18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもで、年齢の一番高い子どもから第1子と計算します
※受給者が施設設置者、里親の場合は所得制限は適用されません

きとなります(仮徴収)。
6月に決定する今年度の年間保険料から仮徴収分を引いた残額が10・12・来年2月に分けて差し引きとなります(本徴収)。

今年の2月1日までに65歳になった方や転入した方などは、特別徴収の開始が4・6・8月のいずれかになります。

②納付書での支払い(普通徴収) 特別徴収の対象でない方には納付書(6月～来年3月分)を郵送します

ので、金融機関かコンビニエンスストアに持参して納めてください。口座振替を希望する方は、高齢介護課に記入・押印の上、金融機関窓口へ提出してください。

③併用徴収 今年2月2日～4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6月～9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

40～64歳の方

医療保険料(国民健康保険税など)と一緒に納めることになっています。算出方法は医療保険によって異なりますので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。
図 高齢介護課 ☎70・5636。